

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大館市長 石田 健佑

市町村名 (市町村コード)	大館市 (05204)	
地域名 (地域内農業集落名)	田代地区 (平滝、千歳、中谷地、高岨、大野、大淵、李岱、大岱、岩野目、中仕田、本郷、坂地、長坂坂地、長坂、円学、大巻、比立内、出口、外川原、木越、大石渡、《羽立・長谷地》、越山、田茂ノ木、蛭沢、田ノ沢、茂屋、赤川、代野、上岩瀬、羽貫谷地、《赤沼・杉子沢》、伊勢堂下、《下岩瀬・軽石岱》、岩瀬、山田、美杉(杉の沢)、保滝沢、柏木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月2日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山瀬1地区は高齢化、担い手不足及び意欲的に農業に取り組む人が減少している状況である。また小規模農地(30a未満)も多く、特に山間部においては傾斜・段差が著しい農地の改善、用排水の整備、暗渠の設置などが喫緊の課題である。

山瀬2地区は高齢化、担い手不足、遊休農地の増加が課題である。農地は粘土質なのが特徴であり、畑地化には向いていない。水の確保はため池であるが整備されていないことから、大雨等による決壊が懸念される。また、地域コミュニティがとても強く、将来の農地については地域で守っていきたい意思があるほか集落活性化としてグリーンツーリズムによる他県修学旅行生を積極的に受け入れている。

早口地区は農業者に限らず若年層の地域外流出が顕著である。基盤整備した農地は高低差があり、幹線水路は距離が長く、維持管理が大変なうえ、災害に脆弱であることが課題である。農地を貸し付けている人や引退した農業者も経営者により機械化や要請があれば農業を手伝う意思があることから、今後の労働力として検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山瀬1地区は基盤整備及び施設の改修を検討していき、スマート農業の導入や新規就農者及び外部法人受け入れの募集の旗を掲げていく。また、条件不利地においては牧草などの新規作物の営農も検討していく。

山瀬2地区は地域で農地を守っていく意思が強いことから地域内での法人化・組織化を検討し生産基盤確立を目指していく。法人設立後には基盤整備事業の実施検討を進め、**農業の環境整備と担い手確保を両輪で進めていき**、遊休農地においては多面的機能活動組織や地域全体で維持管理していく方針である。

早口地区は水が豊富なことが強みであるため水路の整備を検討していくとともに、**耕作放棄地化により農地が消失しつつあることから、ほ場の大規模化など基盤整備を進めていく**。地域コミュニティも強いことから、多面的機能活動組織の広域化や地域内での法人化を検討し、大規模設備の導入などを図っていく。また、若年層流出を防ぐためにも地域内のリーダーを選出・育成・支援していき、地域の魅力を発信していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,663 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,663 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

山間部の沢水等の水量が少なく水不足となる傾向にあり、耕作されず雑木など繁茂し長年荒廃地化が進行している区域については活用方法を検討していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農の継続が困難な農地については農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に貸し付けを進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃借については、農地中間管理機構を通して行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえ必要に応じて基盤整備に取り組む。また基盤整備に向けた法人設立等の情報共有及び説明会等を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、JA、市、農業委員会での連携を図り、認定農業者や新規就農者の確保に努める。また、保全組織等も担い手とし、地域ぐるみで農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業等の情報を地域内で集約・共有し、地域の担い手等が作業委託できる環境整備を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、クマ等の被害あるため電気柵設置を検討する。
- ②有機農作物の団地化(水稻)。
- ③法人や大規模農業者で導入検討。
- ⑤ラズベリーの栽培を行っていく。
- ⑦多面的機能活動組織や中山間地域協定などの活用。土地改良区と連携した水路の整備。
- ⑧ライスセンターの設置を検討していく。
- ⑨養豚堆肥や牧草地の拡大。
- ⑩グリーンツーリズムの推進を図っていく。